

第1回検討会後に委員から提出された御意見について

赤淵委員

(1) スライド5頁に、化審法における「化学物質」の定義がありますが、すでに検討会当日にも他の委員よりご指摘がありましたとおり、現在に至るまで元素そのものを除外していることの妥当性につき、あらためて検討する必要があるのではないかと考えております。

このことにつき、同法の逐条解説によれば、同法において元素が「化学物質」が除かれる理由として、同法が規制するのは、「人が新たに工業的に開発した化学物質がその性状も分からないまま使用され、その後の廃棄等を通じて環境を汚染し、人の健康や動植物に影響を与えるような場合」であるところ、「元素は自然界を構成するものであり、また、その性状も十分に認識されている」ため、上記のような場合に当たらない、と説明されております（「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律逐条解説」30頁（2010年））。しかしながら、たとえばナノ物質（あるいはナノ材料）についてみれば、それが、上記にいうような「本法が規制しようとする場合」にまったく当たらないのか、もしくはまったく当たらないとみて（みなして）よいのか、について、こうした物質により「環境を汚染し、人の健康や動植物に影響を与える」ことが明らかにならないうちに、早い段階で検討を加えておく必要があるのではないかと考えております。

(2) これは検討会当日にも指摘いたしました、スライド10頁の「一般化学物質のリスク評価の状況」の図およびそこに示された数字について、正確を期されますよう、あらためて希望いたします。

(3) スライド13頁の「有害性情報の報告制度等」に関するご説明の第2点目に、事業者からの任意の有害性情報の提出についてご説明がございました。情報が提供された物質が約800物質とございましたが、その多寡はともかくとして、今後も引き続きこうした取り組みが行政機関と事業者との協力のもとで進展していくことが望ましいと考えております。

もっとも他方で、任意に提出された有害性情報がいかなるものであったのか、行政機関が何らかの意思決定を行うにあたって根拠となしうる十分な質（および量）を備えているか、といった諸点について、別途検証する必要があるかとも考えております。

(4) スライド18頁・21頁の少量新規化学物質につきまして、別の委員の先生方からもご指摘がございましたが、現行法のもとでは製造輸入量が全国1トン／年となるよう調整が行われているとのこととございました。これにつき、そもそも論として、かかる数量が全国1トン／年であれば問題がない（人の健康および動植物に影響を与えない）のでしょうか。この点につき、問題がないことを示す資料をお示しいた

できればと考えております。

(5) スライド 23 頁の「中間物等の確認件数の推移」につきましてもすでにご指摘がありました。このなかの立入検査につきまして、(ア)これが検査の相手方に対して事前の連絡をした上で行われるものか、あるいは抜き打ちで行われるものか、(イ)1 件の立入検査を行う職員の数およびそれに要する時間、(ウ)具体的にどのようなことを検査するか、(エ)検査結果を相手方に知らせる方法・時期、などについて、あわせて情報をいただければと存じます。

(6) これも検討会当日に申し上げましたが、化審法における未然防止の考え方とはなにか、また予防的取組方法(ないし、予防原則)を具体化する法的手立てには何があたるのか、整理していただけるとありがたく存じます。

(7) リスク管理措置のメニューとして、現行法はどのようなものを揃えているのかにつき、一度整理していただければありがたく存じます。

個人的には、こうしたメニューを多様化し、多様化するリスク態様に対して適確に対応を講ずることが必要かと考えております。こうしたメニューの多様化を考えるにあたりましては、国内法における他の法律、および外国法が有益な情報を提供するかと思っております。後者でよく取り上げられるものとしては、検討会の机上で参考資料として配布された資料のなかにあるように、アメリカの有害物質規制法(TSCA)、および EU の REACH がございますが、他の諸国のものについてもあればよいように思っております。

こうした外国法との比較にあたっては、比較対象となる外国法と化審法とでの目的(言い換えれば、保護法益、あるいは暴露経路)の異同(たとえば TSCA や REACH では労働者暴露、消費者暴露も含まれる)が指摘されるところであり、この点に留意しつつも、〈人の健康および動植物への影響を低減するために、どのような法的手立てがあるか〉、および〈労働者暴露・消費者暴露の低減をもつばら目的とする法的手立てであっても、環境暴露の低減に応用する可能性はあるか〉といった観点から行われることが、今般の検討にとって有益なのではないかと考えております。

(8) 上記の(3)および(7)にもかかわりますが、化学物質のリスク評価・管理に関する一連の過程(プロセス)において、外国法においては、どの場面において、どの程度、事業者の関与が求められているのかを、整理していただけるとありがたく存じます。

大塚委員

(1) B to C の情報をわかりやすく伝達する方法を充実させる必要がある。化審法 4 条の審査・判定に用いたハザード試験結果は、通知により公表されることになっているが、これは法的義務にはなっていない。

(2) ハザードが強い物質であって他法令で取り組まれていないものについては、優先

評価化学物の指定が取り消された場合であっても、一般化学物質に戻すのではなく、新たな物質のカテゴリーを設けるべきである。

- (3) 化審法の対象に元素が入っていないことは同法の重要な欠落であり、検討すべき課題である。なお、除草剤は、現行の化学物質に関する個別法では対応がなされていないが、これについては化審法以外での対応の可能性はあるのか。

菅野委員

- (1) やはり、曝露評価に大きな問題があるように思います。

諸外国と化審法の曝露評価の違いの一つに、家庭環境経由、食事経由の曝露の扱いがあると聞いております。

化審法においても（法改正が必要かと思いますが）、家庭環境、食品経由を含めた曝露評価をする必要性が、必ず出てくるように思います。他の法律でのカバーがはっきりしていないこともあります。

環境省として、参考値をエコチルの測定データからもらえないでしょうか？

即ち、環境曝露の計算と、実際の人体内の曝露実態（エコチルデータ）の整合性、あるいは乖離度が分かると思います。フタル酸などは、丁度よい事例かもしれません。

鈴木委員

- (1) スライド 31 枚目に、トリクロロエチレン等の第二種特定化学物質の使用量が減少していることが報告されたが、これら物質のリスク評価は実施されておらず、適切なリスク評価と管理が検討される必要がある。これらの物質の今後の対応の進め方について、この場で検討すべきである。